

令和3年4月6日

保護者の皆様

太子町立中学校
校長 杉村 芳信

生徒に感染者が確認された場合の対応について

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症に係る対応等について、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび、太子町教育委員会より町内全小中学校園へ、「園児児童生徒及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応」について通知がありました。

つきましては、生徒及び教職員に感染者が確認された場合の対応を、下記の通りといたしますので、お知らせします。

記

1.臨時休業について

○生徒及び教職員に感染者が確認された場合は、全学年を、臨時休業とする場合があります。（土日祝等の休日も含みます）

- ・臨時休業の開始日は、原則として判明した日の翌日からとします。
- ・ただし、濃厚接触者の特定や学校施設の消毒が完了次第、富田林保健所・太子町教育委員会・学校医と相談の上、学校を再開する場合があります。また、濃厚接触者が確認されない時は、臨時休業をとらない場合もあります。
- ・教職員の濃厚接触者が多数いる等、学校運営上の体制整備に時間がかかる場合は、臨時休業の期間を延長する場合があります。
- ・臨時休業中の生徒の外出は、極力控えていただきますようお願いいたします。

2.感染者が判明した日の対応について

○生徒及び教職員の感染者が判明した時点で生徒が登校している場合は、太子町教育委員会と相談し、保護者のみなさまへ連絡した上で、可能な限り速やかに下校させます。

3.PCR検査結果の確認及び把握について

○生徒及びご家族がPCR検査を受検した、または受検することとなった場合は、速やかに学校へご連絡ください。個人情報については学校及び教育委員会においてのみ共有し、外部に漏洩することがないように、管理を徹底いたします。

4.人権上の配慮について

○感染者・濃厚接触者への差別や偏見はあってはならないことです。万が一、感染者が発生した場合でも、うわさ等、風評被害による偏見や差別が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。

○平時の感染症対応について

これまでと同様にお子さまの健康状態の確認をお願いいたします。いつもと違う状態や症状を確認された場合は、以下の相談センター等へご連絡、ご相談いただきますようお願いいたします。

【府民向け相談窓口】Tel 06-6944-8197（9時～18時 土曜・日曜・祝日も対応）

【新型コロナウイルス受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）】

Tel 06-7166-9911 Fax 06-6944-7579（土日含め終日連絡が可）